

令和7年6月24日

## 第12回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第12回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年6月24日(火) 午後2時30分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについて

報告第3号 農地法第3条の規定による許可取消について

報告第4号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第4号 農用地あっせん申出について

議案第5号 令和6年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

その他

# 1 出席委員

## 農業委員

|                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| 1 番 松 木 茂 久    | 2 番 生 川 裕 也    | 3 番 福 久 迫 義 隆 |
| 4 番 前 田 真 津 美  | 5 番 井 手 康 則    | 6 番 西 村 久 則   |
| 7 番 滝 下 真 弥 子  | 8 番 石 嶺 義 孝    | 9 番 下 高 原 誠   |
| 10 番 内 蘭 光 弘   | 11 番 西 川 路 利 広 | 12 番 西 山 昭 二  |
| 13 番 小 荒 田 大 樹 | 14 番 德 留 幸 信   | 15 番 下 川 道 孝  |
| 16 番 池 田 由 美 子 | 17 番 濱 田 保     | 18 番 田 代 繁 樹  |
| 19 番 税 田 祐 子   |                |               |

## 農地利用最適化推進委員

|                |                |              |
|----------------|----------------|--------------|
| 20 番 川 畑 淳 一   | 21 番 森 川 泰 夫   | 22 番 奥 村 祐 樹 |
| 23 番 前 田 剛     | 24 番 今 村 量 則   | 25 番 南 圭 司   |
| 26 番 京 田 富 久   | 27 番 鶴 田 伸 一 郎 | 28 番 小 村 亮 太 |
| 29 番 湯 之 上 大 幸 | 30 番 廣 森 修     | 31 番 田 之 上 洋 |
| 32 番 濱 田 卓 郎   | 33 番 上 拂 忠     | 34 番 松 澤 雅 人 |
| 35 番 澤 山 善 治   | 36 番 下 吹 越 浩 之 | 37 番 大 迫 恵 太 |
| 38 番 下 吉 一 宏   |                |              |

# 1 小委員長

16 番 池 田 由 美 子

# 1 欠席委員

なし

# 1 遅刻委員

21 番 森 川 泰 夫

# 1 早退委員

なし

# 1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主任

主幹兼振興係長

振興係主事

振興係主事

主幹兼地域計画係長

地域計画係主査

小 吉 建 治

前 村 修

今 奈 良 昂 平

前 田 昭 市

藤 久 保 宏 実

池 田 恵

向 吉 真 一

宮 崎 美 里

# 1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

# 1 開会 午後2時30分

|     |                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>全員、ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>                                                                                                  |
| 議長  | <p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第12回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「8番委員」と「9番委員」を指名いたします。</p> <p>早速、議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p>                                                                |
| 議長  | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>                                                        |
| 事務局 | <p>報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについての説明をいたします。</p> <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p>                             |
| 議長  | <p>次に、報告第3号農地法第3条の規定による許可取消についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>                                                                                                                      |
| 事務局 | <p>報告第3号農地法第3条の規定による許可取消についての説明をいたします。</p> <p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>取消理由は、契約解除によるものです。</p> <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、報告第4号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>報告第4号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>取下げ理由は、議案第3号8番にありますように、一時転用による貸借契約が成立したとのことで、取下げ申出があったものです。</p> <p>なお、番号2についても、同様の理由となっています。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 | <p>今月の議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は65件です。</p> <p>それでは、議案書の6ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。</p> |
| 議長  | <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号の1番について、ご審議願います。</p> <p>これにつきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

(6番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定  
のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席を確認)

次に、議案第1号の2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、7番委員の退  
席を求めます。

(7番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定  
のうち2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(7番委員の復席を確認)

次に、議案第1号の3番から24ページ65番まで、一括審議願いま  
す。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号の3番から65番については、原案のとおり承認すること  
に、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定  
のうち3番から65番については、原案のとおり承認することに決定い

たします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

6月10日の転用調査時に、私と12番委員、22番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から9番は売買、10番、12番、14番は知人への贈与、11番は親族への贈与、13番は子への贈与で、贈与税に関しては理解しているとのことでした。

また、14件のうち7番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われま

す。  
最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の1ページから38ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとお

議長

り、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが、審議資料等をご参照のう

え、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号について、一括審議願います。

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。  
「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ござい

ませんか。  
「異議なし」の声あり。

委員

ご異議なしと認めます。

議長

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

議案第3号のうち1番から6番につきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番です。転用目的はレクリエーション広場です。

申請地は、[REDACTED]から東へ10m離れた農地で、東は畑、それ以外は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を取得しレクリエーション広場として整備し、グラウンドゴルフや子どもの遊び場として使用する計画です。

土地の形状については現状のままで、構造物等の建築はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は運動施設及び駐車場です。

審議資料の40ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ310m離れた農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、自己の経営する新体操教室を行う運動施設を建築し、また、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は事務所です。

審議資料の41ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ480m離れた農地で、東は公衆用道路、西と北は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、養殖業や農水産物加工品等の製造・販売を営む法人で、本

店は大阪にありますが、現在、西方地内において、エビの稚魚などの養殖を行っております。

申請人は、申請地を取得し、法人で使用する事務所を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。隣接する農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の42ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ170m離れた農地で、東は雑種地、西と北は公衆用道路、南は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、医療業を営む法人で、申請地を取得し、駐車場として使用する計画です。

なお、現在すでに駐車場として使用されており、資料保存期間の関係から、当時の転用許可についての経緯も不明であるため、始末書が提出されております。

土地の形状については現状のままで、構造物等の建築はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番です。転用目的は店舗兼住宅です。

審議資料の43ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ210m離れた農地で、西は国道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借地で美容室を経営していることから、申請地を取得し、自己の経営する美容室兼住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、隣接する農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番です。転用目的は宅地造成です。

審議資料の44ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ180m離れた農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人で、申請地を取得し、宅地として整地し販売する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置します。隣接農地の間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、6件の申請に対しては報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の1番から6番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

2番委員

2番の転用目的が運動施設とありますが、具体的な運動競技は何ですか。

事務局

トランポリン競技です。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号の1番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定のうち、1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の7番について、ご審議願います。

これにつきましては、本日、農業委員と地区担当の農地利用最適化推進委員が、現地調査を行っておりますので、事務局に現地調査の報告を求めます。

事務局

番号7番について、事務局より報告いたします。

資料の46ページをお開きください。転用目的は、養殖場及び駐車場

です。

現地調査の際にもご説明しましたとおり、申請地は、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外とされている一時転用に該当します。なお、本申請に関しましては、申請人と指宿市で協定を結んでおり、一時転用期間は10年間となっております。

申請地は、[REDACTED]から北へ770m行った農地で、東は市道及び山林、西と南は里道、北は畑及び山林に接しています。

申請人は、宿泊、温泉施設や飲食業等を営んでおりますが、経営規模拡大のため、申請地を賃借し、サーモンの養殖場と駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、法面保護を行い、防護柵を設置することから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の7番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号の7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定のうち、7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

まず、議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の32ページをお開きください。

今月は、売渡申出が3件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の47ページから52ページに掲載しています。

次に、買受・借受・希望をご説明いたします。議案書の33ページをお開きください。

今日は、借受申出が2件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ご質疑なしと認めます。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

まず、売渡・貸付について申し上げます。

議案書の32ページになります。

番号1は、8番委員、27番委員、16番委員。

番号2は、20番委員、1番委員。

番号3は、29番委員、10番委員。

続きまして、買受・借受・希望について申し上げます。

議案書の33ページになります。

番号1は、指宿地域の委員。

番号2は、開聞地域の委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第4号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号令和6年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第5号令和6年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について説

明いたします。議案書の34ページから47ページになります。

本案件につきましては、令和6年度における国土調査法に基づく地籍調査を実施し、調査が完了した区域内における、農地に関連します地目変更に対して、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼があったことから、委員会としての意見・回答を行うものです。

地籍調査時における地目の決定につきましては、原則、土地の現況並びに主たる目的により地目を設定することとされており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられております。

しかしながら、登記簿上の地目が農地から農地以外へ、農地以外から農地へと設定を変更する場合などの、農地に係る地目変更につきましては、農業委員会への確認が必要とされております。

議案書の34ページをご覧ください。今回、確認依頼を受けました区域図になります。

今回の調査区域は、国立病院前交差点から成川トンネルへ向かう国道226号の東側部分であります。

確認していただきたい土地は302筆で、登記面積は、約23.4ヘクタールで、田畑から山林や公衆用道路、鉱泉地に変わります。

個々の詳細については、議案書の35ページから47ページの一覧をご参照ください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号令和6年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他について、ご説明いたします。議案書の４８ページをお開きください。

その他（議案書の４８ページを参照して説明）

１．６月の行事報告

２．７月の行事予定

議長

ほかにごいませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第１２回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後３時１３分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員８番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員９番委員 \_\_\_\_\_



